**平成２９年（フ）第３９９号**
兵庫県加古川市野口町水足221番地の１野口団地15―401号
債務者　神原　久美（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２９年（フ）第２３３号**
奈良県大和郡山市野垣内町２番地２　７―434
債務者　澤　　理代
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第５３９号**
広島市佐伯区利松１丁目15番12―101号　エスポワール加美Ａ
債務者　有川季緒美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第７００号**
広島市西区庚午南２丁目37番21―702号
債務者　村本　奈奈（旧姓新谷）
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第２５号**
徳島県海部郡海陽町大里字馬谷175番地１
債務者　杉山　広美
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
徳島地方裁判所阿南支部

**平成２９年（フ）第１８７号**
愛媛県松山市北条辻571番地11
債務者　前田　奈美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
松山地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第９２号**
福岡県飯塚市川津229番地１　コーポヒワヅル101号（前住所福岡県嘉麻市鴨生138番地52）
債務者　鶴　　誠
1　決定年月日時　平成29年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２９年（フ）第３５号**
福岡県大川市大字小保470番地３（小保団地343号）、前住所福岡県大川市大字小保447番地９（小保団地2051号）
債務者　平野　佳奈
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

**平成２９年（フ）第９号**
長崎県対馬市厳原町桟原48番地、前住所長崎県対馬市厳原町大字厳原東里４番地10
債務者　嶺　　敬子
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２９年（フ）第３３９号**
熊本市西区上代８丁目７番28号　サンプレイン203
債務者　串本　理恵（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２２１号**
大分市山津町１丁目５番10号（こびり荘203）
債務者　大野　省造
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２７５号**
大分市寿町１番22号（寿コーポ503）
債務者　池本　葉子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２９０号**
大分市向原西１丁目６番１号（西部ビル303）
債務者　崎田　幸男
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２９年（フ）第２７４号**
宮崎市城ケ崎２丁目１番地７　サーパス城ケ崎308号
債務者　緒方　ゆか（旧姓轟木）
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第２８６号**
宮崎市老松１―42―35　サーパス中央公園1012、住民票上の住所宮崎県日南市南郷町中村乙1901番地１
債務者　清藤奈緒美
1　決定年月日時　平成29年10月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２９年（フ）第８８号**
宮城県大崎市岩出山字二ノ構85番地
債務者　長谷部崇之
1　決定年月日時　平成29年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２９年（フ）第６７号**
広島県呉市中央６丁目７番26―203号
債務者　吉川　浩平
1　決定年月日時　平成29年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月５日まで
広島地方裁判所呉支部